

未納税移出承認申請書の記載要領

- 1 この申請書は、酒類の未納税移出につき当該酒類の製造場の所轄税務署長の承認を受けようとする場合に使用してください。
- 2 「移出酒類」の「品目別等」欄には、酒税法第3条第7号から第23号《その他の用語の定義》に規定する品目の区分のほか、ウイスキー及びブランデーの原酒であるとき並びに連続式蒸留焼酎と単式蒸留焼酎との混和酒であるときは、それぞれその旨を記載してください。
- 3 「移出酒類」の「その他の区分」欄には、次の事項を記載してください。
 - (1) 酒税法第3条第3号ハの規定に該当するものについては、発泡性を有する旨
 - (2) リキュールのうち、合成清酒の原料とするもので米（米を原料として製造した物品を含む。）を原料としたものについては、その旨
 - (3) 令和8年9月30日までの発泡酒については、所得税法等の一部を改正する等の法律（平成29年法律第4号）附則第36条第5項第1号、第2号及びそれ以外の別
 - (4) 雑酒のうち、その性状がみりんに類似するものについては、その旨
- 4 アルコール分は、度数未満第2位以下の端数を切り捨てて第1位まで記載してください。
- 5 移入製造場等が多数あるため、この申請書の所要欄に記載できない場合には、所要事項を別紙に記載して申請しても差し支えありません。